愛知県「電子商取引サービス」概要について

～愛知県と事業者様の利便性向上及び市内部事務の業務効率化～

infomart
しごと、スマート。インフォマート

プログラム

01	開会の挨拶	＜愛知県＞
02	電子商取引サービスの概要について	＜(株)インフォマート＞
03	事業者様向け システム利用目的と効果について	＜(株)インフォマート＞
04	システム操作について	＜(株)インフォマート＞
05	その他	＜愛知県＞

電子商取引サービスの概要

1 電子商取引サービスの概要

令和9年1月4日より、愛知県では取引事業者との財務事務(発注書・請求書)において、
事業者の利便性向上及び内部事務のデジタル化を進めるため、
電子商取引サービス「BtoBプラットフォーム」を導入します。

2 電子商取引サービスの開始時期

令和9年1月4日より開始予定です。

3 対象となる取引

主に愛知県と取引する際に発生する、
発注書・請求書のやり取りを行う事業者様が対象です。

4 サービスの利用所属

本システムを利用する愛知県の所属は、企業庁、病院事業庁を除く一般会計、特別会計を扱う所属が対象となります。
県内市町村や県関係団体は対象外です。

5 事業者様の費用について

愛知県より招待された事業者は、基本サービスを無料でご利用いただけます。
※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。
※一部のオプションサービス(有料の拡張機能)をお申込みいただきアップグレードが可能です。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

電子商取引サービス　＜取引開始までの流れ＞

Copyright(C) Info Mart Corporation.

■ 電子商取引サービス　＜取引開始までの流れ＞【重要】

ステップ1	説明会参加	本日（令和8年11月27日）の説明会にご参加、もしくは説明動画をご視聴いただきます。 説明動画URLは愛知県のHPよりご視聴をお願いいたします。 掲載日：説明会後に掲載予定
ステップ2	電子商取引サービスの 操作マニュアル入手	BtoBプラットフォームの操作マニュアルを愛知県のHPより ダウンロードをお願いいたします。 12月1日（火）以降、愛知県HPよりダウンロード可能です。
ステップ3	愛知県の仮ID招待メールを受領	メール送信日：12月1日（火）以降、愛知県より事業者の皆様へ招待メールをお送りします。 ※12月18日（金）までに招待メールのご対応をお願いいたします。 対応方法については別途初期設定マニュアルを確認ください。 12月4日（金）以降、招待メールが届かない場合は、愛知県担当までお問合せ下さい。 問合せ先は、最後のページをご確認ください。
ステップ4	愛知県と繋がる電子商取引 サービスのログインIDと初期設定	愛知県からの招待メールを受領しましたら BtoBプラットフォームの初期設定をお願いします。 ＜初期設定＞ログインIDとパスワード／会社情報／代表者職／・代表者氏名　などの 貴社情報の設定　※設定方法は、別途初期設定マニュアルを確認ください。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

電子商取引サービス（BtoBプラットフォーム）
運営会社概要について

Copyright(C) Info Mart Corporation.

■ BtoBプラットフォーム 運営会社概要

会社名	株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長　　木村　慎
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	札幌営業所(札幌市中央区大通西) 三軒茶屋ラボ(世田谷区若林) 名古屋営業所(名古屋市中区錦) 西日本営業所 (大阪市淀川区西中島) 福岡営業所・デジタル化推進センター(福岡市博多区博多駅前) 福岡サポートセンター(福岡市博多区博多駅前) 沖縄営業所(那覇市松尾)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	49億6,918万円(令和8年3月末現在)
事業内容	BtoB (企業間電子商取引)プラットフォームの運営
子会社	株式会社Restartz 株式会社タノム
従業員数(連結)	884名(単体　860名　令和8年3月末現在)
URL	https://www.infomart.co.jp/

「BtoBプラットフォーム」が
目指す世界
https://www.infomart.co.jp/movie/

Copyright(C) Info Mart Corporation.

「BtoBプラットフォーム」 サービス概要

Copyright(C) Info Mart Corporation.

BtoBプラットフォームサービスについて

1　BtoBプラットフォームとは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム」は、発注・納品・請求書の電子取引を
ワンストップ・デジタル化するクラウドサービスです。取引にかかる業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。
また、「電子帳簿保存法」令和5年10月1日に導入された「デジタルインボイスの標準規格（適格請求書等保存方式）」にも対応しています。

2　ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。
その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。

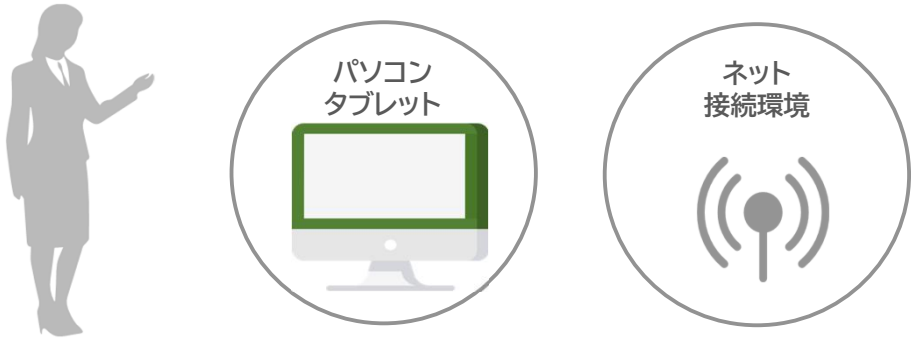

【対応OS、ブラウザ】

［Windows］
IE11, Edge, Chrome, Firefox

［MacOS］
Safari, Chrome, Firefox

その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。
https://www.infomart.co.jp/guide/function_f.asp

Copyright(C) Info Mart Corporation.

新たな法的要件の認証について

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォームTRADE」「BtoBプラットフォーム契約書」「BtoBプラットフォーム請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」を取得しています。その為、事業者の皆様も安心してご利用いただけます。



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率（10%、8%など）ごとの合計金額記載が必要になります。BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

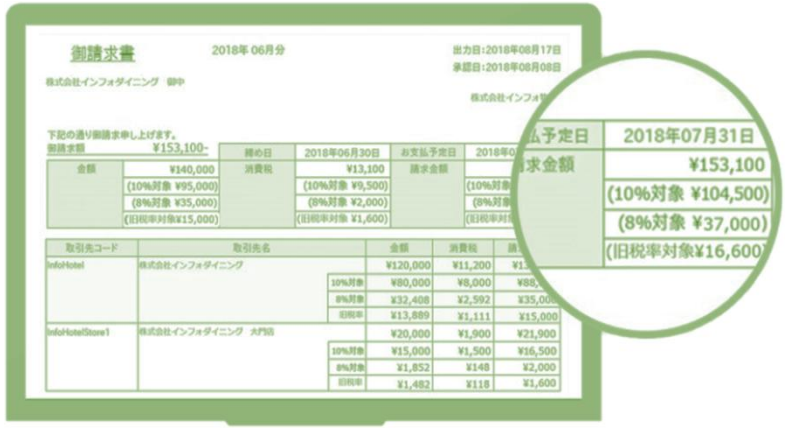

Copyright(C) Info Mart Corporation.

BtoBプラットフォームIDの汎用性について

プラットフォームIDが1つあれば、プラットフォーム導入済の
自治体・公営企業・事業者間で取引できます。

BtoBプラットフォームIDの汎用性

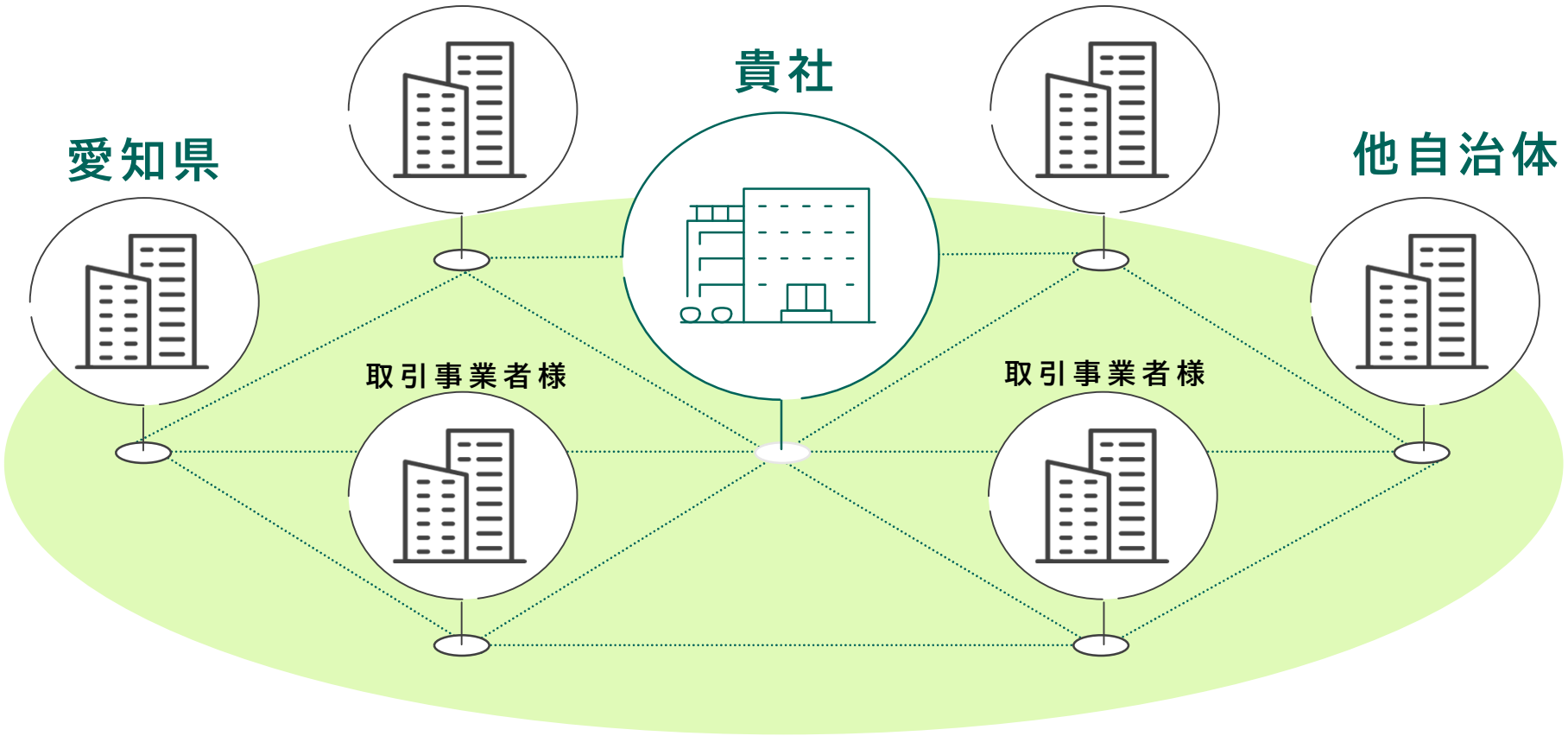

Copyright(C) Info Mart Corporation.

■システム利用目的とその効果

愛知県との取引における課題と導入後の変化

Copyright(C) Info Mart Corporation.

導入目的と課題と変化について

1　導入目的

現在、紙でやりとりを行っている商取引の帳票を電子化できるサービスを導入する事で事業者様の利便性を向上
取引文書の作成コストや紙・印刷コスト、帳票持参による文書運搬・郵送コストの削減

2　課題・導入後の変化

課題：帳票作成・提出時

・自治体のルールによって個別作成をしており、作成コストがかかっている。
・帳票持参による文書運搬や郵送費用の発生
→発送作業がある場合、テレワークができない
・帳票作成・提出は発注毎かつ事業毎となるため、
事業者側での整理・管理・把握が必要。複数課と取引がある事業者は更に負担増。

導入後

・帳票が統一フォーマットにてシステム内で作成でき、やり取りができる為、
個別作成、来庁の手間や、郵送代の削減、発送作業が不要となる。

・帳票をシステム内で一元管理でき、検索も可能に。整理・管理・把握が簡単になる。

課題：再発行時

・件名や金額誤り等があると差戻しにより、何度も帳票の作成や確認が発生する。
→再度文書運搬・郵送費用が発生

導入後

・差戻がある場合、メッセージで差戻箇所について連絡ができ、
差戻通知もメールでくる為、システム内で対応が可能となる。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

導入目的と課題と変化について

2 課題・導入後の変化

課題：システム面

・インボイス制度への対応として、適格請求書（インボイス）を交付する必要がある。
また、電子帳簿保存法に対応したシステムを用意する必要がある為、
費用負担がかかる。

導入後

・適格請求書や電子帳簿保存法に対応したシステムとなっており、
事業者は県と基本サービスに関しては無償でやりとりが可能。

課題：支払い時

・請求書が郵送の場合、担当課が受け取るまでに2・3日かかり、その後会計事務を行う為、入金まで時間を要する。

導入後

・システム上で請求書のやりとりができる為、郵送と比較して、
入金までの時間を短縮。

会計業務の作業時間削減を図ることで、本来の営利活動にあてる時間が増え

事業者様の生産性向上に繋げる事が可能に。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

愛知県との運用について

Copyright(C) Info Mart Corporation.

サービス概要

1 BtoB プラットフォーム TRADEとは

見積・発注・納品・請求書の取引をオンラインで一元管理できるシステムです。受発注業務で発生する帳票を電子化することが可能です。

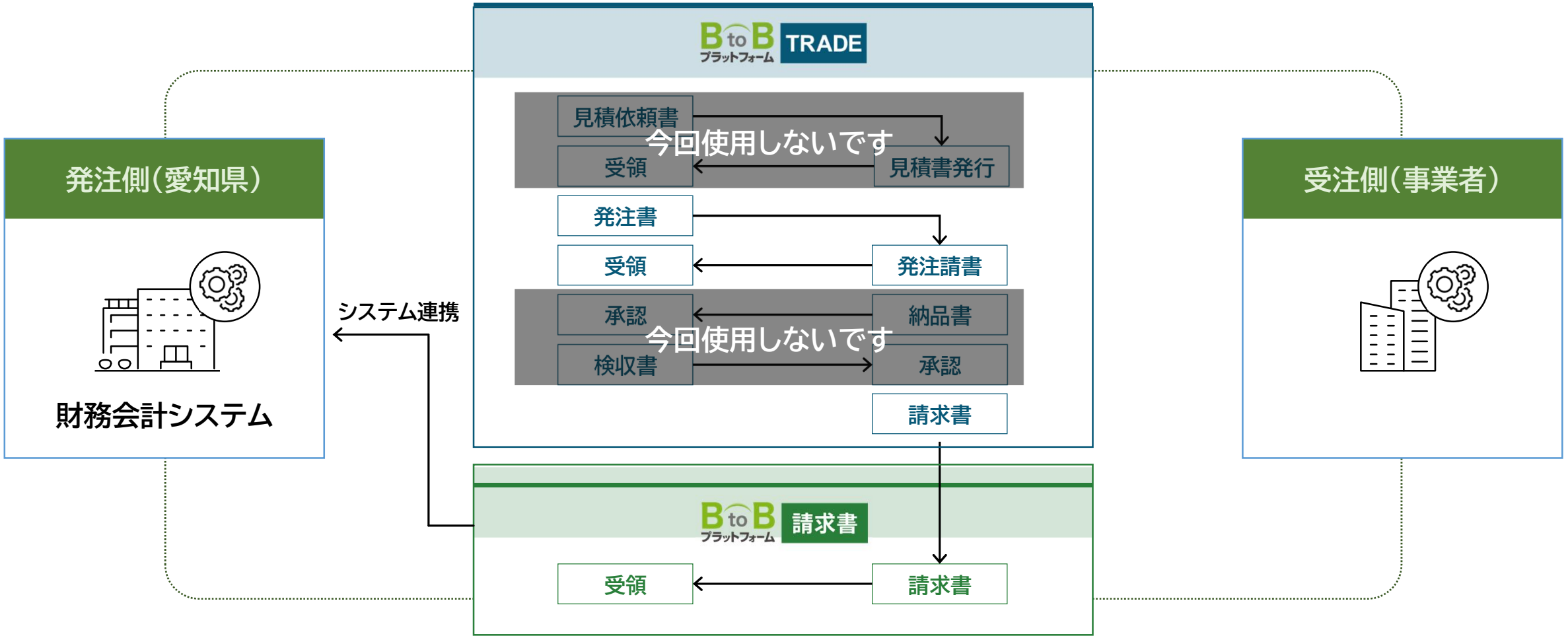

サービス概要

2 BtoB プラットフォーム 請求書とは

「発行する請求書」「受け取る請求書」など、多様な請求業務のデジタル化に対応可能な請求書クラウドサービスです。時間、コスト、手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化、テレワークの実現を後押し致します。

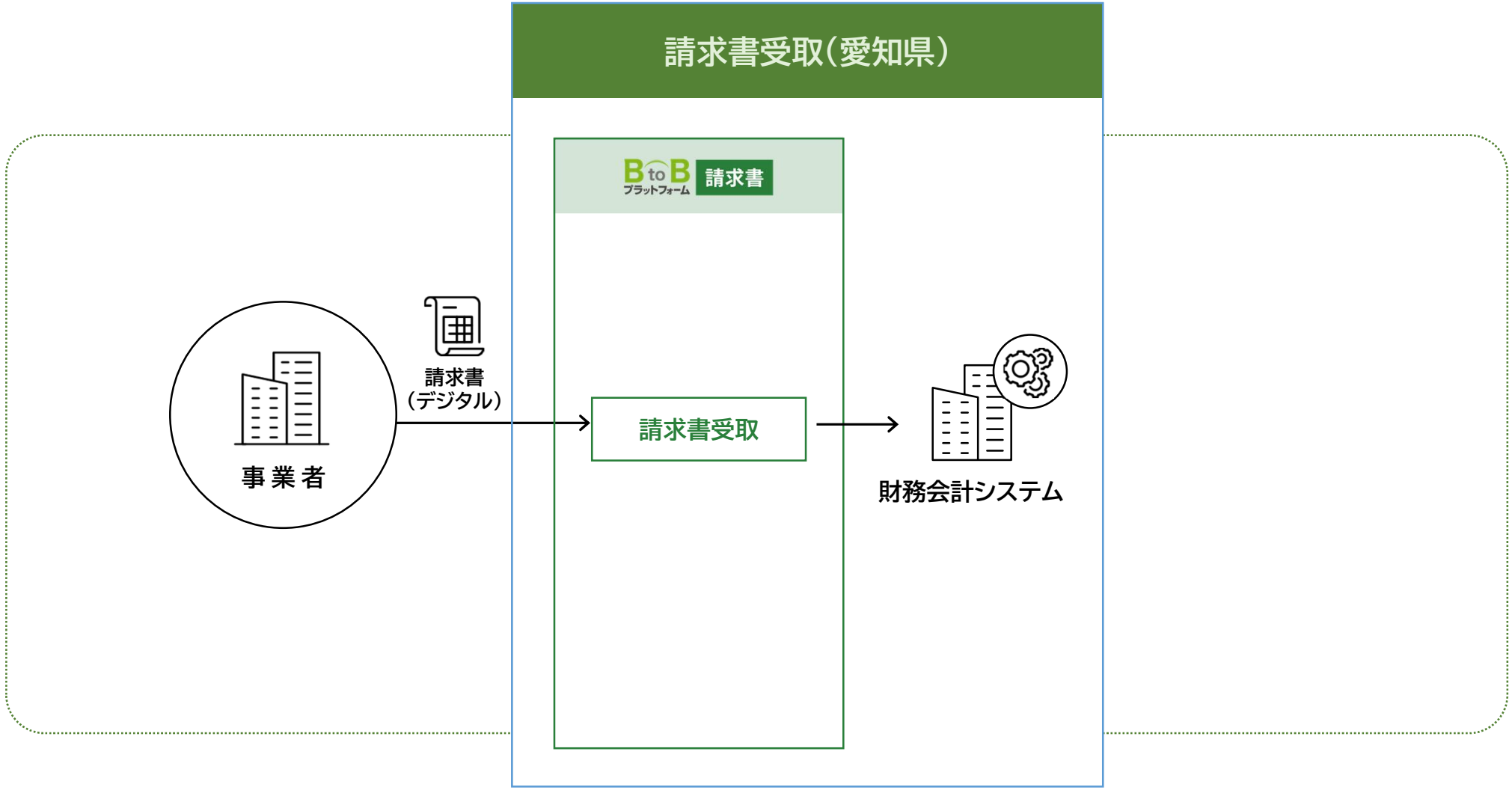

対象となるお取引について ※重要※

今回、愛知県とのお取引は事業者様が「請求書」から発行していただくお取引と愛知県の職員が「発注書」から発行するお取引に分かれます。
対象となるお取引については以下です。

請求書

以下の請求書を除くすべての取引が請求書の対象です

・病院事業庁及び企業庁へ提出するもの
・物品調達に係るもので県が請求書の様式を定めているもの
・工事に係るもので県が請求書の様式を定めているもの

発注書

・物品調達以外の取引で、県様式の注文書兼請求書を使用しているもの

Copyright(C) Info Mart Corporation.

電子商取引サービスでの取引の流れ　– 請求書のみ-

下記フロー図は、事業者様より「請求書」を発行していただく帳票運用をBtoBプラットフォームで電子化した場合のシステム全体像です。
※次の3つの請求書を除くすべての請求書が対象です。
「病院事業庁及び企業庁へ提出するもの」「物品調達に係るもので県が請求書の様式を定めているもの」「工事に係るもので県が請求書の様式を定めているもの」

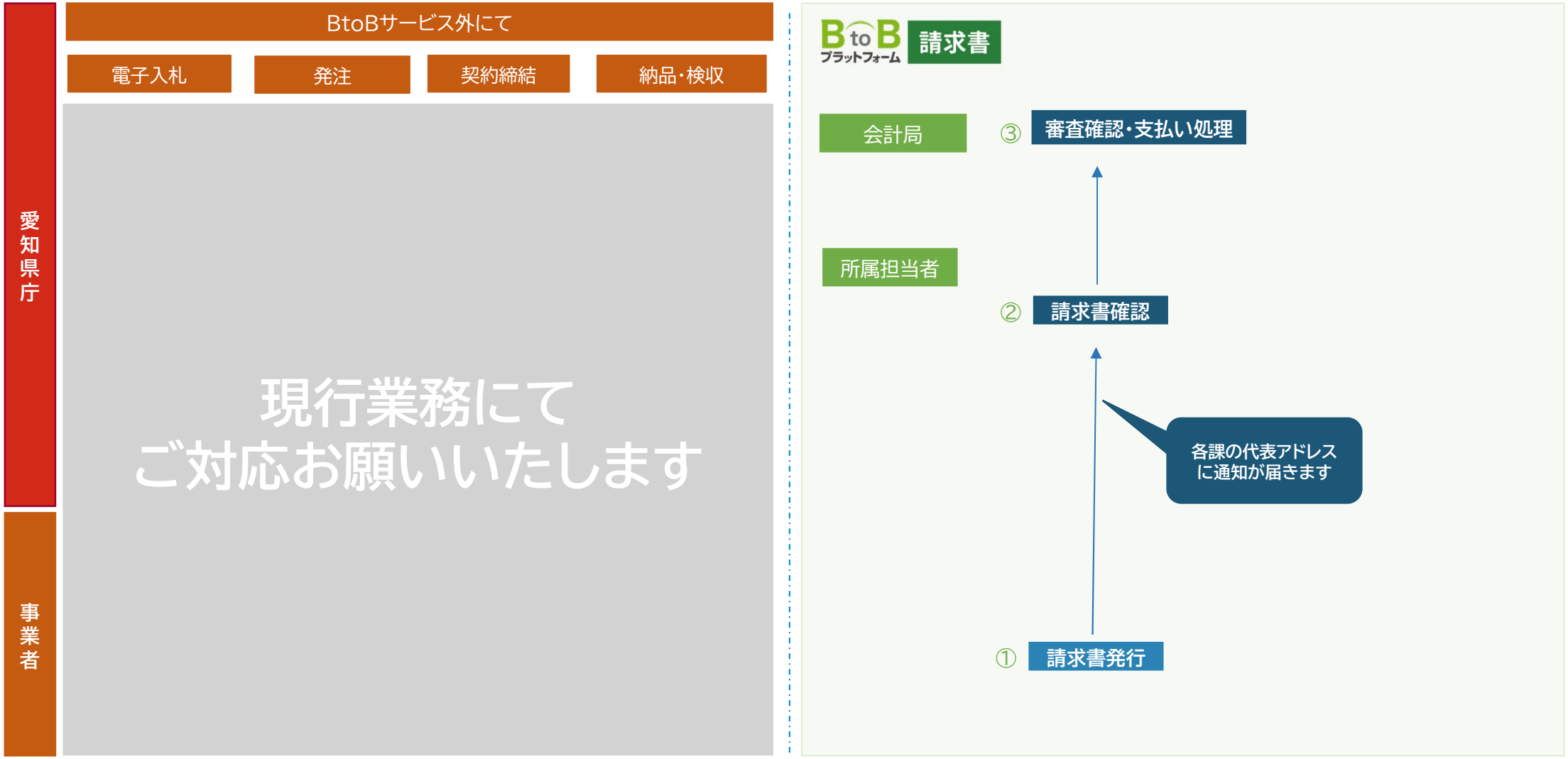

Copyright(C) Info Mart Corporation.

電子商取引サービスでの取引の流れ　–発注書～請求書-

下記フロー図は、愛知県から「発注書」を発行し、帳票運用をBtoBプラットフォームで電子化した場合のシステム全体像です。
物品調達以外の取引で、県様式の注文書兼請求書を使用しているものが対象です。

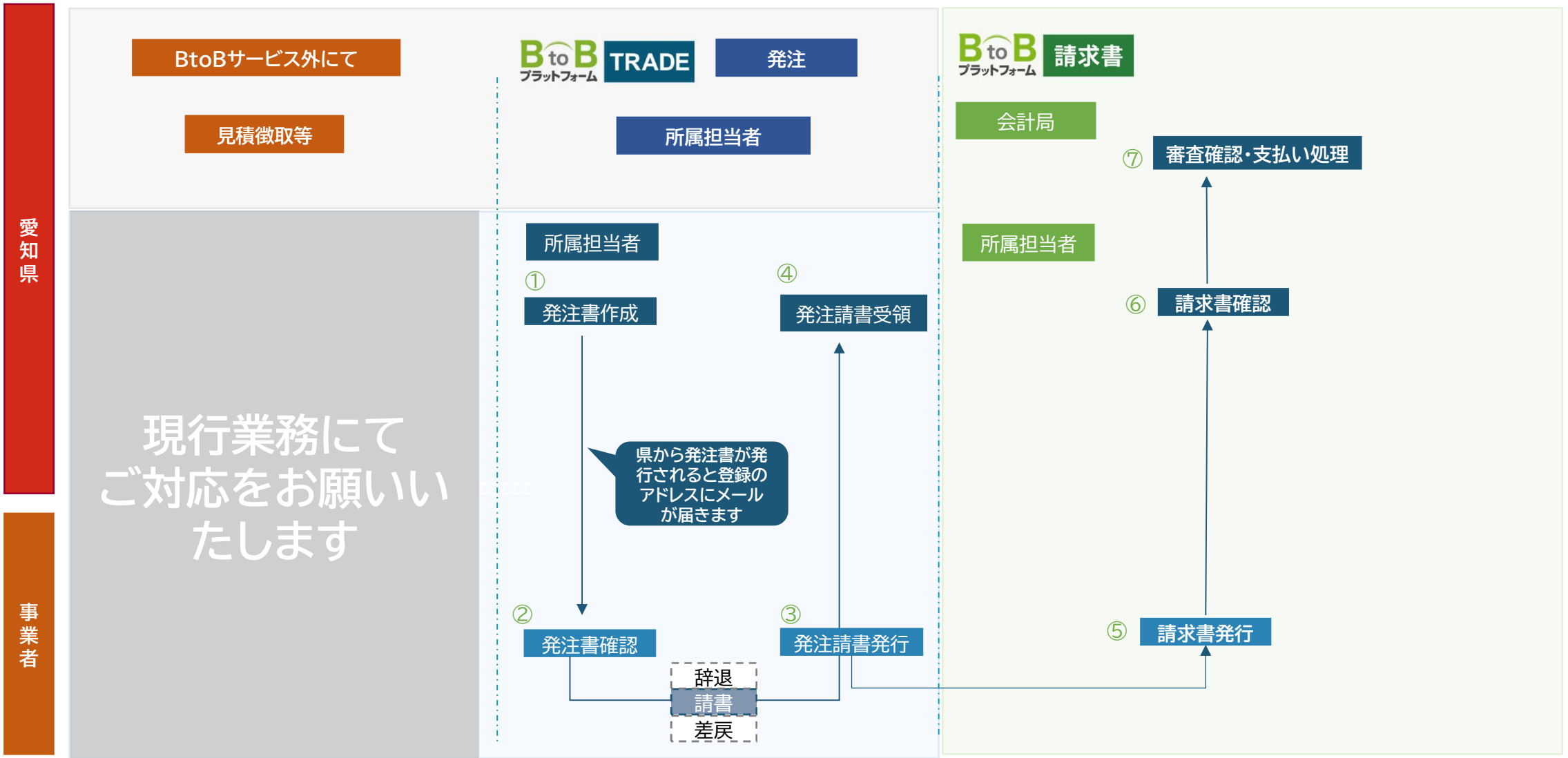

Copyright(C) Info Mart Corporation.

機能とメリット　＜事業者＞

1　機能　一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能（画面入力・一括アップロード作成）
- 発注書、納品書、請求書を電子取引する機能
- 各帳票のステータス管理
  （未開封・開封・未承認・承認・未締結・締結）
- 各帳票の電子保管（10年間）
- 発行済請求書を複製（コピー）して作成する機能
- 各帳票の検索・閲覧機能
- 各帳票のデータ出力（CSV・PDF）機能

2　メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 発注書、請求書が電子取引出来るため、
  押印の手間や郵送代の削減、来庁の手間がなくなる。
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴（作成担当者の履歴確認）
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を
  満たしていることから安心してご利用できます
- インボイス制度（適格請求書保存方式）に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- プラットフォームを導入している他自治体・民間事業者との取引も可能

Copyright(C) Info Mart Corporation.

FAQ

区分	質問	回答
制度・運用	●すべての業者が対象ですか？	■各部署と取引のある事業者が対象となります。
	●県との取引は、今後、本サービスによる電子取引にしなければならないのですか？	■さまざまな事情・都合に対応するため、従前の対応も引き続き行うことができますが、 先に説明したような効果が期待されることから本システムの積極的なご利用・ご活用のご検討をお願いします
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■令和9年1月4日より発行する帳票を対象とします。
	●電子請求書に添付可能な書類の対象はありますか？	■請求書添付可能文書は委任状のみです。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。 差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
	●県へ発行した請求書は、県の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署（取引部署）のみが閲覧・確認可能となります。 発行先部署に誤りがないようにお願いします。
	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。 添付ではなくシステムへご入力をお願いいたします。
	●サービス利用開始の方法について	■BtoBプラットフォームサービスの利用にあたってはログインIDとパスワードが必要です。 ・愛知県から事業者様にBtoBプラットフォームの招待メールを送付しますので、そちらからシステムにログインし、電子見積書・請求書の発行者情報等を入力する作業が必要です。 ・設定登録の操作マニュアルは「初期設定マニュアル」をご確認ください
	●請求書の宛名は〇〇事務所長や□□学校長等、発行先によって変更できるか。	■BtoBプラットフォーム請求書では、発行先によって宛名の変更はできず、全て「愛知県」となります。 ただし、宛名が「愛知県」と表示されていても、それに基づいて愛知県として支払手続きを開始します。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

FAQ

区分	質問	回答
制度・運用	●既にBtoBプラットフォームのアカウントがあります。 愛知県との取引開始にあたり、再度の登録が必要ですか？	■現在お持ちのBtoBプラットフォームIDでご利用いただけます。
	●電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	■愛知県会計局のホームページに申請フォームを設置しております。この申請フォームから申請してください。県から招待メールを送信します。 例：既に会計管理課にBtoBプラットフォームで電子請求書を提出（発行）できる状態ではあるが、 新たに調達課にも電子発注書・請求書を提出（発行）したい。 愛知県から調達課と電子発注書・請求書を授受するための招待メールを送付します。 ※特に事業者側での操作は必要ございません。
操作機能	●事業者に本システム利用料などの費用は発生しますか？	■愛知県より招待された事業者は、基本サービスを無料でご利用いただけます。 ※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。 ※一部のオプションサービス（有料の拡張機能）をお申込みいただきアップグレードが可能です。 ①TRADE 手入力による作成は、上限なく無料 ※発注請書とTRADE画面で作成した請求書（個別作成） 【別途有料オプション】 自社システムとのAPI連携などは、別途有料プランへのお申込みが必要です。 ②請求書 ⑴個別作成：手入力による作成（愛知県へ発行）上限なし ⑵一括作成：アップロードによる作成は月10通まで ⑶請求書明細行数：請求書1通あたり1,000明細行まで ※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント 【別途有料オプション】 上記⑵⑶の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。システム運営会社に問合せ下さい。
	●発行先の確認状況を知る方法がありますか？	■県側の帳票の確認状況は、ステータスにより県・事業者双方で最新状況を確認することができます。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■愛知県HPから各資料をダウンロードできます。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

お問合せ

1 問合せ

⑴ 本件に関する問合せ

⑵ 電子商取引サービスの運用に関する問合せ

担当部署	愛知県会計局管理課　会計企画･調整グループ
TEL	052−954−6653

2 （運営会社）㈱インフォマートへの問合せ

問合せ方法は、操作マニュアルをご確認ください。

Copyright(C) Info Mart Corporation.